

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合補助事務員の設置等
に関する規則

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合補助事務員の設置等に関する規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、一般財団法人鹿児島県教職員互助組合（以下「法人」という。）の業務を円滑に推進するため、鹿児島県教育委員会の会計年度任用職員の例により、法人の補助事務員を設置し、併せて補助事務員の雇用及び勤務条件等について必要な事項を定めるものとする。

(根 拠)

第2条 補助事務員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の規定を準用した法人の会計年度雇用職員とする。

(業務内容)

第3条 補助事務員は、理事長の指揮監督を受け、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 文書の受付，開封，分類，配布
- (2) 施行文書の校合，浄書，公印押なつ
- (3) 梱包，封入，発送
- (4) 書類の編冊，分類，整理
- (5) 来客・電話受付，取り次ぎ，案内
- (6) 定型的なデータの入力，出力
- (7) 申請・届出書類の形式審査
- (8) 業務の用に供する器具・施設・設備の洗浄，清掃
- (9) その他理事長が必要と認める事項

(採 用)

第4条 補助事務員の採用に係る選考は、面接及び経歴評定により、業務執行理事及び事務局長が行うものとする。

2 業務執行理事及び事務局長は、補助事務員の採用に係る選考に当たっては、インターネットの利用、公共職業安定所への求人の申込み等による告知を行い、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 職に必要とされる知識，経験，技能等の内容，任期，採用の緊急性等の事情から公募により難しい場合
 - (2) 前年度において設置されていた職で，採用しようとする職と，職務の内容が類似するものに就いていた者を採用する場合において，面接及び当該職務の内容が類似する職におけるその者の勤務実績に基づき，能力の実証を行うことができる」と明らかに認められる場合であって，面接及び当該勤務実績に基づき，当該能力の実証を行うとき。
- 3 第1項の面接は，業務執行理事及び事務局長の職にある者を含む2名以上の常勤職員が行うものとする。
 - 4 理事長は，第1項に規定する選考により，補助事務員の職務に従事するために必要な能力を有すると認めた者の中から採用するものとする。

(雇用期間)

- 第5条 補助事務員の雇用期間は，採用の日の属する月の初日から起算して6月以内かつ同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で理事長が定めるものとする。
- 2 補助事務員の雇用期間が6月に満たない場合は，勤務実績を考慮した上で，採用の日の属する月の初日から起算して6月以内かつ同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で雇用期間を更新することができる。

(会計年度の末月まで雇用した者の再度の雇用)

- 第6条 当該会計年度の前年度（以下この条において「前年度」という。）の末月まで法人において補助事務員として雇用していた者を，当該会計年度の初月に補助事務員として採用する場合の雇用期間は，前条第1項の規定にかかわらず，前年度の末月までの雇用に係る採用の日の属する月の初日から起算して6月を超えない範囲内で定めるものとする。
- 2 前項に掲げる場合の当該会計年度の採用は，公募によらないことができる。
 - 3 第1項の場合において，前年度の末月までの雇用に係る採用の日の属する月の初日から当該会計年度の初月の採用に係る雇用期間の末日までの期間が6月に満たないときは，前条第2項の規定にかかわらず，当該会計年度の勤務実績を考慮した上で，前年度の末月までの雇用に係る採用の日の属する月の初日から起算して6月を超えない範囲内で雇用期間を更新することができる。

(雇用の制限)

第7条 法人において補助事務員として引き続き雇用期間の合計が5月を超えた者は、退職の日の属する月の翌月の初日から起算して1月を経過しなければ採用することができないものとする。ただし、その者以外に採用希望者又は応募をした者がいない場合にあつて、緊急を要するなど真にやむを得ないときはこの限りでない。

(勤務時間)

第8条 補助事務員の勤務日数は、原則として月15日以内とする。

- 2 補助事務員の勤務日及び勤務時間の割振りは、鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年鹿児島県教育委員会訓令第6号）第3条の規定を準用し、理事長が定める。
- 3 補助事務員の1日当たりの勤務時間は6時間30分以内とし、午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で割り振るものとする。
- 4 理事長は、補助事務員の1日の勤務時間を6時間を超えて割り振る場合においては、少なくとも45分の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。
- 5 補助事務員には第2項及び第3項に規定する勤務時間以外の時間において勤務することを命じないものとする。

(出張)

第9条 理事長は、補助事務員には原則として出張を命じないものとする。ただし、他の職員（補助事務員を除く。）に同行する場合にあつて、理事長が業務の都合上やむを得ないと認めるときはこの限りでない。

(準用)

第10条 法人の会計年度雇用職員の雇用及び勤務条件・給与等については、この規則に定めるものを除くほか、鹿児島県教育委員会の会計年度任用職員の例による。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 補助事務員の採用に関し必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。